

登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条第二項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十一条の六の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。）の納付に係る書面の提出、を、同条第五十三号中「特許料等の納付の申出」の下に、「現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出」を加える。

第十九条第一項第十六号中、歳入徴収官事務規定（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）を「歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）」に改める。

第三十四条の二第二十二号中「特許料等の納付の申出」の下に、「現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出」を加える。

第四十一条の四の次に次の一章を加える。

第三章の二 電子情報処理組織による納付  
手続

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の五 特許法第七十五条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第二十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十一条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四十条第六項ただし書、第四十二条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に規定する場合は、第三条の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第二項第六十五号の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料は、現金手続省令第 九条第二項に規定する場合は、第三条の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもちつ納めることができる。

（電子情報処理組織による現金の納付方法）  
第四十一条の六 第三条又は現金手続省令第一条の規定により識別番号を付与された者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）は、現金納付に係る特許料等又は特許法第九十五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規定する手数料、国際出願法第八十条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料若しくは国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を電子情報処理組織を使用して特許庁長官から得た納付情報により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令（第百四））第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。）に納付することができる。この場合において、納付者は、納付情報のうち納付番号を現金納付に係る特許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類に記載しなければならない。

（現金手続省令の準用）  
第四十一条の七 現金手続省令第七条の規定は、前条の規定による手続に準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定に基づき提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の六に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

（現金手続省令の準用）  
第四十一条の七 現金手続省令第七条の規定は、前条の規定による手続に準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定に基づき提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の六に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

様は第九の備考2中「納付した場合において、」を「納付した場合であって、現金手続省令第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）を用い、」に「歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式」を「事務規程別紙第4号12書式」に「納付書番号を記録する」とし、「納付書番号を記録するもの」とし、第41条の6に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【子納台帳番号】を【納付番号】」とし、納付番号を記録する。」「及び6」。

様は第十三の備考2中「記録する。」「と「特許法195条第8項ただし書（国際出願法施行規則第22条第2項で準用する場合を含む。）、実用新案法54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、【子納台帳番号】を【納付番号】」とし、納付番号を記録する。」「及び6」。

様は第十三の備考2中「記録する。」「と「特許法195条第8項ただし書（国際出願法施行規則第22条第2項で準用する場合を含む。）、実用新案法54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、【子納台帳番号】を【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。」「及び6」。

様は第十三の備考2中「記録する。」「と「特許法195条第8項ただし書、実用新案法54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、【子納台帳番号】には見込額から納付に充てる手数料の額「円、」等を付せず、アラビア数字のみで表示すること。を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合は、【子納台帳番号】には見込額から納付に充てる手数料の額「円、」等を付せず、アラビア数字のみで表示すること。を記録する。」「及び6」。

規定により、現金により手数料を納付した場合は、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、【子納台帳番号】を【納付番号】とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。」「及び6」。

規定により、現金により手数料を納付した場合は、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、【子納台帳番号】には見込額から納付に充てる手数料の額「円、」等を付せず、アラビア数字のみで表示すること。を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合は、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、【子納台帳番号】を【納付番号】とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。」「及び6」。

規定により、現金により手数料を納付した場合は、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、【子納台帳番号】には見込額から納付に充てる手数料の額「円、」等を付せず、アラビア数字のみで表示すること。を記録する。」「及び6」。

規定により、現金により手数料を納付した場合は、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、【子納台帳番号】には見込額から納付に充てる手数料の額「円、」等を付せず、アラビア数字のみで表示すること。を記録する。」「及び6」。